

犬の登録及び狂犬病予防注射について

生後91日以上の犬(室内犬も含む)は狂犬病予防法により、犬の登録及び狂犬病予防注射が義務づけられておりますので、必ず**登録(生涯に一度)**と**予防注射(毎年一回)**を受けて下さい。

なお、動物病院等で狂犬病予防注射をされる方は、下記の指定動物病院を参考のうえ注射を行い、**動物病院が発行する予防注射済証と注射済票交付手数料550円**を持参し**町民税務課で手続きをしてください。**

こんなときはどうするの？

1. 登録していた犬が死亡したとき…登録を抹消する必要があります。町民税務課までご連絡ください。
2. 新しく犬をもらってきたとき…登録する必要があります。町民税務課までご連絡ください。元の飼い主が他の市町で登録していた場合は登録の変更が必要となりますので、元の飼い主の住所・氏名を確認し鑑札をご持参ください。(特に、町外からもらってきた場合は忘れずにご連絡ください)
3. 飼っていた犬を誰かに譲ったとき…登録内容の変更が必要になります。新しい飼い主の氏名・住所などを町民税務課までご連絡ください。

1. 集合注射を受ける場合

町では毎年春に集合注射(4月に一次注射、5月に二次注射)を実施しています。

※ 日程表は別に掲載しますので、**注射会場と時間をご確認ください。**

- ・ 日程表の会場であれば、どの会場でも受けられます。
- ・ 当日、犬の体調がすぐれない場合は接種せず、後日指定動物病院で受けて下さい。
- ・ 会場は混雑が予想されますので、係の指示に従って下さい。
- ・ **料金：新規登録の犬(1頭あたり)：6,100円** {登録料3,000円+注射料3,100円}
登録済の犬(1頭あたり)：3,100円 {注射料3,100円}

【注射料(3,100円)の内訳…獣医の注射料=2,550円、注射済証交付手数料=550円】

- おつりのないようにご協力お願いします。
- 必ず犬を抑止できる方が、連れて来て下さい。(交傷事故、交通事故のもとです。)
- 飼い主の制止を聞かず、興奮状態にある場合、注射できないことがあります。
- 飼い主のマナーとして、フンの後始末をする用具を必ずお持ち下さい。

2. 指定動物病院等で受ける場合(注射後に役場で手続きが必要です)

- ・ 集合注射を受けられない方は、指定動物病院又は個別訪問による予防注射を受けて下さい。
⇒ **新規登録犬：注射済証、印鑑、手数料(3,550円)**を持参し、**町民税務課で手続きをお願いします。**
⇒ **登録済の犬：ハガキ、注射済証、手数料(550円)**を持参し、**町民税務課で手続きをお願いします。**
- ※注意：上記の手数料は注射料金ではありません。注射料金は動物病院等に別払いとなります。

指定動物病院

星家畜医院 (丸森町) 79-2024	ぜにた動物病院 (柴田町) 57-1121
アーク動物病院 (白石市) 25-5025	かとう動物病院 (柴田町) 59-3085
エム動物病院 (白石市) 25-2270	さくらペットクリニック (柴田町) 53-7125
福地獣医科診療所 (角田市) 63-2818	野口ペット病院 (大河原町) 53-2341
ウィル動物病院 (角田市) 63-3306	のら動物病院 (大河原町) 52-3355
的場動物病院 (村田町) 83-2882	はるも動物病院 (大河原町) 87-6117

◆問い合わせ先◆

丸森町役場 町民税務課 町民生活班
電話 72-3012 FAX 72-3039
メール：seikatsu@town.marumori.miyagi.jp